



インターネットの基礎知識 ②③

確定申告もマイナンバーカードで

確定申告の準備は済みましたか？ 私は昨年、マイナンバーカードを使ってスマホで確定申告しました。思ったより簡単でしたよ。

2022(令和4)年分の確定申告の期限は、3月15日です。医療費などをたくさん使った人は、パソコンですれば簡単にできるので、挑戦してみましょう。

また「セルフメディケーション税制」という制度がスタートしているので、1年間に12,000円以上医薬品などを購入した人は、一考してみてもいいかもしれません。詳しくは「確定申告」で検索し、国税庁のホームページで確認してください。

対象者は、定期的に健康診断を受けていて、ワクチンをきちんと接種しているといいたいと思います。少しでも還付があればうれしいですね。

さて、マイナンバーカードは保険証の代わりになるなど、義務化していく流れのようなので、マイナンバーカードを作って、マイナポイントももらってしまいましょう。

マイナンバーカードは、郵便局でも作れるようになりました。そしてマイナポイント事業は、2月末まで延長したので、この機会に作ってポイントを好きなことに使いませんか。

私は市役所でかなり丁寧に手伝ってもらい、マイナポイントの手続きを済ませました。20,000ポイントもすぐに手に入れて(電子マネーにしたのですが)自分の好きなものを買いました。まだ作っていない人は、この機会にいかがでしょうか。

最近、大雨や大雪が多くなってきたので、スマホにNHKの防災アプリを入れました。災害発生時にNHKは必須ですね。LIVE映像も見ることができるので、入れておくだけで少し安心ですよ。

PEGAZOU shop べが蔵 佐々木 隆成

今後皆様のご希望に合う企画を探していきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。(I)

今回は、境港青色申告会の古くからの会員で前会長でもある司法書士・長栄善二郎さんの事務所を訪ねました。事務所は山陰合同銀行境港支店の向かい側にあり、約50年の業歴を誇ります。ところが、長栄さんは明治初期から続くコンニャク屋の跡取りだったとのこと。なぜ、司法書士になったのでしょうか。



司法書士の業務などを話す長栄善二郎所長

【事業所のあらまし】

事業所名 司法書士 長栄善二郎事務所
代表者 長栄 善二郎(ながえ ぜんじろう)
住所 境港市湊町84
事業内容 司法書士事務所
定休日 第2・第4土曜、日曜、祝日
営業時間 8:30~17:30
TEL 0859-44-6517

1960(昭和35)年に高校を卒業したあとは、家業のコンニャク屋の仕事に就きました。すぐに運転免許を取得し、ダイヤの三輪自動車・ミゼットを乗り回していたそうです。そして、3年ほどしてお母さんから大学進学を勧められて猛勉強の末、見事大学(法学部)に合格。卒業後はまた元のコンニャク屋の仕事に結婚します。

しかし、これが人生の転機となりました。義理の父から「法学部を出たのだから司法書士にならなさい」と勧められ、その気になってまた猛勉強。1973(昭和48)年に司法書士試験に合格し、翌年自宅を開業しました。最初の仕事は、相続登記だったそうです。口コミで少しずつお客さんが増え、ちょうど日本の高度経済成長期と重なり仕事も順調に発展し、1983(昭和58)年、現在地に事務所を構えました。

誰にでも相続が発生します。土地価格の下落を受けて、近頃の相続の遺産分割では土地の価値がなくなり、現金(預金)の価値が高くなるとか。そして、所有者不明の不動産が増えていることへの対応として、2024年から相続登記が義務づけられることになっています。

消費税のインボイス制度の動向について、関心をお持ちの人が多いと思います。とりわけ、取引の相手側が事業者である場合は、取引先からの要請により、免税事業者から課税事業者へ移行していくことが想定されます。

心スツキリ新年度へ 気ぜわしく、慌ただしい年末が過ぎ、また新しい年を迎えることができました。昨年の反省をしつつ、2023年の予定をざっと頭の中で思い浮かべてどのようにすべきかと考える中、目の前の確定申告への準備ができていな

女性部だより ことしも申告会場、税務署での相談などは、事前予約が必要のようです。また例年通り、境港商工会議所で2月末から3月初めに相談会がありますので、お出かけください。早々に確定申告、消費税の申告を終わらせ、心スツキリ新年度に向かっています。青色申告会女性部は、レクリエーション事業(智頭町石谷家、大江の郷に訪問)を昨年11月3日に実施し、たびたび延期していた南前ひとみさんの研修会(断捨離のお話)も11月26日に行うことができました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。ご協力をお願いいたします。



転機となりました。義理の父から「法学部を出たのだから司法書士にならなさい」と勧められ、その気になってまた猛勉強。1973(昭和48)年に司法書士試験に合格し、翌年自宅を開業しました。最初の仕事は、相続登記だったそうです。口コミで少しずつお客さんが増え、ちょうど日本の高度経済成長期と重なり仕事も順調に発展し、1983(昭和58)年、現在地に事務所を構えました。

化され、相続から3年以内に登記申請しないと10万円以下の過料の適用対象になります。しかし、気をつけておきたいのが借金の有無です。相続のあったことを知った日から3カ月以内に家庭裁判所に放棄手続きをしないと、借金も全部相続したことになります。

長栄事務所では法律一辺倒ではなく、しっかりと話を伺って良い解決方法を見つけたいと思います。どうぞ、気軽にご相談ください。(H)

税務・会計 一口メモ

インボイス制度③

(飲食業を除く)を営む個人事業者で、売上700万円(消費税額70万円)、仕入などの経費150万円(消費税額15万円)の場合、本則課税、簡易課税、特例の税額は、次のようになります。▽本則課税の場合▽70万円-15万円=55万円▽簡易課税の場合▽70万円×50%(みなし仕入れ率) = 35万円

この特例は期間経過後の対応などについて、諸準備が必要となります。(M)

お客様企業の繁栄は 私たちの喜び

企業の黒字化、経理業務の効率化をサポートします 消費税インボイス制度、改正電子帳簿保存法への対応もご相談ください

経営革新等支援機関 20180808 中国第19号 中財金一第96号

税理士法人 松本会計事務所

代表社員・税理士 松本 正福 (まさふみ)
代表社員・税理士 松本 考史 (たかふみ)

境港事務所 〒684-0071 境港市外江町3801
TEL/0859(44)6195(代) FAX/0859(44)6186
E-mail matsumoto-masatomi@tkcnf.or.jp

神戸事務所 〒651-0086 神戸市中央区磯上通八丁目1-1 テツケンビル7階
TEL/078(242)2177 FAX/078(242)2178
E-mail matsumoto-kobe@tkcnf.or.jp



ホームページもご覧ください